



栃木県公報

平成18年
3月31日(金)
第1754号

目次

規 則

| | |
|-----------------------------|-----|
| 栃木県職員健康管理センター診療規則の一部改正..... | 310 |
| 栃木県八溝県民休養公園管理規則の一部改正..... | 310 |
| 栃木県立日光自然博物館管理規則の一部改正..... | 310 |
| 栃木県奥日光地区駐車場管理規則の一部改正..... | 311 |

告 示

| | |
|--|-----|
| 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更..... | 311 |
| 大田原市と栃木県との間の公平委員会の事務の委託の廃止..... | 311 |
| 栃木県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める金額の告示の一部改正..... | 311 |
| 建築基準法施行規則第11条の3第1項に規定する区域指定..... | 312 |
| 当せん金付証票の発売..... | 312 |
| 各種学校の設置認可..... | 314 |
| 私立学校の廃止認可..... | 314 |
| 各種学校の廃止認可..... | 315 |
| 陸海空士の募集期間..... | 315 |
| 自衛官募集における試験期日、試験場の位置及び名称..... | 315 |
| 国民の保護に関する計画の公表..... | 316 |
| 栃木県土地利用基本計画の一部変更..... | 316 |
| 地方卸売市場の開設の許可事項の変更..... | 316 |
| 地方卸売市場における卸売業務の許可事項の変更..... | 317 |
| 県営土地改良事業計画の決定..... | 317 |
| 県営土地改良事業計画変更の決定..... | 318 |
| 市町村の土地改良事業施行の同意..... | 318 |
| 道路の区域の変更..... | 318 |
| 道路の供用開始..... | 319 |
| 土地区画整理組合の解散の認可..... | 319 |
| 建築基準法による指定確認検査機関の業務区域の増加の認可..... | 319 |
| 個人演説会等の施設に必要な設備の程度..... | 320 |
| 個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用の額..... | 320 |

公 告

| | |
|-------------------------------|-----|
| 当せん金付証票の発売..... | 321 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... | 322 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | 322 |
| 貸金業者の登録取消し..... | 323 |
| 平成18年度栃木県立高等産業技術学校訓練生の募集..... | 323 |
| 栃木県収入証紙売りさばき場所の変更..... | 325 |

教育委員会

| | |
|---------------------------|-----|
| 平成18年度栃木県立高等学校等の募集定員..... | 328 |
|---------------------------|-----|

選挙管理委員会

| | |
|-------------------------------|-----|
| 公職選挙法第18条第2項の規定による開票区の設定..... | 333 |
|-------------------------------|-----|

監 査 委 員

| | |
|----------------------|-----|
| 監査結果の公表..... | 334 |
| 随時監査結果の公表..... | 341 |
| 監査結果に基づく措置状況の公表..... | 342 |

規 則

栃木県規則第二十一号

栃木県職員健康管理センター診療規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県職員健康管理センター診療規則の一部を改正する規則

栃木県職員健康管理センター診療規則（昭和二十九年栃木県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年厚生省告示第五十四号）」を「診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（職員厚生課）

栃木県規則第二十二号

栃木県八溝県民休養公園管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県八溝県民休養公園管理規則の一部を改正する規則

栃木県八溝県民休養公園管理規則（昭和六十一年栃木県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

栃木県規則第二十三号

栃木県立日光自然博物館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県立日光自然博物館管理規則の一部を改正する規則

栃木県立日光自然博物館管理規則（平成三年栃木県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条第一項ただし書中「、知事は」を削り、「必要がある」を「、知事が必要があると認めるとき又は条例第七条の第二項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要があると認められた場合であらかじめ知事の承認を得た」に改め、同項第一号中「七月二十日から八月三十一日まで」を「六月一日から十月三十一日まで」に改め、同条第二項中「知事は、必要がある」を「知事が必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認められた場合であらかじめ知事の承認を得た」に改める。

第四条ただし書中「管理者は、必要があるときは、知事の承認を得て」を「知事が必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認められた場合であらかじめ知事の承認を得たときは」に改める。

第五条から第七条までの規定中「知事」を「指定管理者」に改める。

第九条、第十条、第十二条、第十五条及び第十六条中「管理者」を「指定管理者」に改める。

第十七条中「管理者が知事の承認を得て」を「知事が」に改める。

別表中「3月21日」を「4月1日」に、「3月20日」を「3月31日」に、「監理者」を「施設監理者」に改める。

別記様式第一号から別記様式第五号までの規定中「遊水涵管軸」を「遊水涵管軸」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

栃木県規則第二十四号

栃木県奥日光地区駐車場管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県奥日光地区駐車場管理規則の一部を改正する規則

栃木県奥日光地区駐車場管理規則（平成八年栃木県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第二条 削除

第三条ただし書中「管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て」を「知事が必要があると認めるとき又は条例第四条第一項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要があると認められた場合であらかじめ知事の承認を得たときは」に改める。

第五条第八号及び第六条中「管理者」を「指定管理者」に改める。

第七条中「管理者が知事の承認を得て」を「知事が」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（自然環境課）

附 則

栃木県告示第二三十七号

全国自治宝くじ事務協議会規約（昭和三十年栃木県告示第二五十五号）の一部を変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十八年三月三十一日

栃木県知事 福 田 富 一

第三条第二号中「静岡市」の下に「、堺市」を加える。

附 則

この規約は、平成十八年四月一日から施行する。

（財政課）

栃木県告示第二三十八号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定により大田原市から栃木県が委託を受けた同法第八条第二項に規定する同市の公平委員会の事務の委託は、平成十八年三月三十一日をもって廃止することとしたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

平成十八年三月三十一日

栃木県知事 福 田 富 一
（市町村課）

栃木県告示第二三十九号

栃木県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める金額の告示（昭和六十一年栃木県告示第七百二十号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十一日

栃木県知事 福 田 富 一

表診療料金の部健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年厚生省告示第五十四号。以下「療養に要する費用の額の算定方法」という。）に基づいて厚生労働大臣が定めた使用薬剤の購入価格（薬価基準）に定めのない薬品の投薬料の項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年厚生省告示第五十四号。以下「療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号。以下「診療報酬の算定方法」に改め、同部療養に要する費用の額の

算定方法に定めのない診療材料代の項中「療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法」に改め、同部選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十四年厚生労働省告示第八十八号。以下「第八十八号告示」という。）第三号の計算方法により計算した入院期間が百八十日を超えた日以後の入院料（第八十八号告示第四号に掲げる者に係るものを除く。）の項中「第五号」を「第八号」に、「療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法」に改め、同表栃木県立がんセンターのセカンド・オピニオン料金の部中「療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法」に改める。

（医事厚生課）

栃木県告示第二百四十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十一条の三第一項に規定する区域を次のとおり指定し、平成十八年四月一日から適用する。

なお、建築基準法施行規則第十一条の三第一項に規定する区域指定（平成十六年栃木県告示第百二十三号）は、平成十八年三月三十一日限り、廃止する。

平成十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市及び那須塩原市の区域を除く県の区域

（建築課）

栃木県告示第241号

当せん金付証券を次のとおり発売するので、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定により告示する。

平成18年3月31日

栃木県知事 福田 豊一

- 1 名称
第320回地域医療等振興自治室くじ
- 2 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社 みずほ銀行
東京都千代田区内幸町1丁目1番5号
- 3 発売の数及び総額
600万枚 6億円
- 4 証券金額
1枚 100円
- 5 証券型式
開封式
- 6 発売期間
平成18年4月12日から同月18日まで
- 7 抽せん期日
平成18年4月20日
- 8 当せん金品の支払又は交付の開始期日
平成18年4月25日
- 9 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数
等 級 当せん金 当せん本数
1 等 等 1,000万円 4本
1等の前後賞 50万円 8本
1等の組違い賞 5万円 236本
2 等 等 50万円 6本
3 等 等 10万円 180本
4 等 等 1万円 6,000本

| | | | |
|---|---|--------|----------|
| 5 | 等 | 1,000円 | 60,000本 |
| 6 | 等 | 100円 | 600,000本 |
| 計 | | | 666,434本 |

10 その他

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

1 名称

第321回地域医療等振興自治宝くじ

2 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社 みずほ銀行
東京都千代田区内幸町1丁目1番5号

3 発売の数及び総額

500万枚 10億円

4 証票金額

1枚 200円

5 証票型式

開封式

6 発売期間

平成18年4月19日から同月25日まで

7 抽せん期日

平成18年4月27日

8 当せん金品の支払又は交付の開始期日

平成18年5月2日

9 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

| 等 | 級 | 当せん金 | 当せん本数 |
|---------|---|---------|----------|
| 1 | 等 | 6,000万円 | 2本 |
| 1等の前後賞 | | 2,000万円 | 4本 |
| 1等の組違い賞 | | 10万円 | 98本 |
| 2 | 等 | 100万円 | 10本 |
| 3 | 等 | 5万円 | 500本 |
| 4 | 等 | 5,000円 | 10,000本 |
| 5 | 等 | 1,000円 | 50,000本 |
| 6 | 等 | 200円 | 500,000本 |
| 計 | | | 560,614本 |

10 その他

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

1 名称

第322回地域医療等振興自治宝くじ

2 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社 みずほ銀行
東京都千代田区内幸町1丁目1番5号

3 発売の数及び総額

600万枚 12億円

4 証票金額

- 1枚 200円
- 5 証票型式
開封式
- 6 発売期間
平成18年6月14日から同月20日まで
- 7 抽せん期日
平成18年6月22日
- 8 当せん金品の支払又は交付の開始期日
平成18年6月27日
- 9 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

| 等 級 | 当せん金 | 当せん本数 |
|---------|---------|----------|
| 1 等 | 3,000万円 | 3本 |
| 1等の前後賞 | 1,000万円 | 6本 |
| 1等の組違い賞 | 10万円 | 177本 |
| 2 等 | 100万円 | 60本 |
| 3 等 | 10万円 | 600本 |
| 4 等 | 10,000円 | 6,000本 |
| 5 等 | 1,000円 | 60,000本 |
| 6 等 | 200円 | 600,000本 |
| 計 | | 666,846本 |

10 その他

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

(財 政 課)

栃木県告示第242号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第2項において準用する同法第4条第1項の規定により、平成18年3月22日付けで、次のとおり各種学校の設置を認可した。

平成18年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

| 名 称 | 所 在 地 | 設 置 者 | 課 程 別 | 修 業 年 限 | 定 員 |
|-----------------|----------------|-------|-------|--------------|------|
| セントメリー 日本語学院 | 宇都宮市大通り4丁目2番10 | 黒岩 美沙 | 日本語学科 | 1年3ヶ月 ～2年 | 234人 |

栃木県告示第243号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、平成18年3月31日付けで、次のとおり私立学校の廃止を認可した。

平成18年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

| 名 称 | 所 在 地 | 設 置 者 |
|---------|------------|-----------|
| 第二氏家幼稚園 | さくら市馬場54番地 | 学校法人氏家幼稚園 |

栃木県告示第244号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第2項において準用する同法第4条第1項の規定により、平成18年3月22日付けで、次のとおり各種学校の廃止を認可した。

平成18年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

| 名 称 | 所 在 地 | 設 置 者 |
|--------------|----------------|---------|
| 安達ドレスメーカー女学院 | 宇都宮市埴田4丁目1番23号 | 安 達 萩 子 |
| 池 羽 珠 算 学 校 | 宇都宮市伝馬町2番17号 | 池 羽 箭 吉 |
| 矢板高等服装技能学院 | 矢板市東町1232-20 | 関 八 重 子 |

（文書学事課）

栃木県告示第245号

平成18年度における2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定により告示する。

平成18年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

募集期間

1 男 子

- (1) 平成19年3月高等学校卒業予定者
文部科学省及び厚生労働省から示された期日以降受付を実施する。
- (2) その他
平成18年4月1日（土）～平成19年3月31日（土）

2 女 子

- (1) 2等海士（平成18年8月採用予定者）
平成18年5月8日（月）～同6月20日（火）
- (2) 2等陸士、2等海士及び2等空士（平成19年3月及び4月採用予定者）
平成18年8月1日（火）～同9月8日（金）

栃木県告示第246号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の採用試験の試験期日並びに試験場の名称及び位置を次のとおり定めたので告示する。

平成18年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

1 試験期日

- (1) 男 子
受付時に指示する。
ただし、平成19年3月及び4月採用のための試験は、平成18年9月26日（火）～同年9月28日（木）の間において実施する。
- (2) 女 子
 - ア 2等海士（平成18年8月採用予定者）
平成18年6月24日(土)に実施する。
 - イ 2等陸士、2等海士及び2等空士（平成18年3月及び4月採用予定者）
平成18年9月24日(日)に実施する。

2 試験場の名称及び位置

(1) 男子

| 名 称 | 位 置 |
|----------------|---|
| 宇都宮地方合同庁舎 | 宇都宮市桜5丁目1番13号 自衛隊栃木地方連絡部 電話 028(634)3385～7 |
| 宇都宮市雀宮地区市民センター | 宇都宮市新富町9番4号 電話 028(654)1013 |
| 陸上自衛隊宇都宮駐屯地 | 宇都宮市茂原1丁目5番45号 電話 028(653)1551～3 |
| 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地 | 宇都宮市上横田町1360番地 電話 028(658)2151 |

(2) 女子

| 名 称 | 位 置 |
|--------------|---|
| 宇都宮地方合同庁舎 | 宇都宮市桜5丁目1番13号 自衛隊栃木地方連絡部 電話 028(634)3385～7 |
| 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地 | 宇都宮市上横田町1360番地 電話 028(658)2151 |

(3) その他

試験会場は、変更する場合がある。

(市 町 村 課)

栃木県告示第247号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第34条第1項の規定により国民の保護に関する計画を作成したので、同条第6項の規定により公表する。

なお、同計画は、栃木県総務部消防防災課において縦覧に供する。

平成18年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一
(消 防 防 災 課)

栃木県告示第248号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づく栃木県土地利用基本計画の計画図の一部について、平成18年3月20日をもって変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、計画図については、その記載を省略し、栃木県企画部土地利用対策課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一
(土 地 利 用 対 策 課)

栃木県告示第249号

昭和52年10月7日付け栃木県告示第872号で告示した地方卸売市場の開設の許可事項について、次のとおり変更があったので、栃木県卸売市場条例（昭和46年栃木県条例第40号）第25条の規定により告示する。

平成18年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 開設者名
日光地区広域行政事務組合
- 2 変更年月日
平成18年3月20日
- 3 変更事項

| | 開 設 者 | 開設する地方卸売市場の名称 | 所 在 地 |
|-----|--------------|---------------|---------------|
| 変更前 | 日光地区広域行政事務組合 | 日光地区公設地方卸売市場 | 今市市瀬尾1640番35 |
| 変更後 | 日 光 市 | 日光市公設地方卸売市場 | 日光市瀬尾1640番地35 |

栃木県告示第250号

昭和52年10月7日付け栃木県告示第873号で告示した地方卸売市場における卸売業務の許可事項について、次のとおり変更があったので、栃木県卸売市場条例（昭和46年栃木県条例第40号）第25条の規定により告示する。

平成18年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 卸売業者の名称
日光地区総合食品卸売株式会社
- 2 変更年月日
平成18年3月20日
- 3 変更事項

| | 所 在 地 | 所属する地方卸売市場の名称 |
|-----|---------------|---------------|
| 変更前 | 今市市瀬尾1640番35 | 日光地区公設地方卸売市場 |
| 変更後 | 日光市瀬尾1640番地35 | 日光市公設地方卸売市場 |

(経 済 流 通 課)

栃木県告示第251号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を經由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成18年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

| 事 業 名 | 縦 覧 期 間 | 異議申立期限 | 所 轄 農 業 振 興 事 務 所 |
|------------------------------|--------------------------|------------|-------------------|
| 県営那須北（上川漆塚）地区土地改良（農業用排水施設）事業 | 平成18年4月3日から 同年4月28日まで | 平成18年5月15日 | 那須農業振興事務所 |
| 県営那須北（逃室針生）地区土地改良（農業用排水施設）事業 | 平成18年4月3日から 同年4月28日まで | 平成18年5月15日 | 那須農業振興事務所 |

栃木県告示第252号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成18年3月31日

栃木県知事 福田 富一

| 事業名 | 縦覧期間 | 異議申立期限 | 所轄農業振興事務所 |
|------------------------|--------------------------|------------|-----------|
| 県営七井西部 期地区土地改良（区画整理）事業 | 平成18年4月3日から 同年4月28日まで | 平成18年5月15日 | 芳賀農業振興事務所 |

栃木県告示第253号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の市町村の土地改良事業の施行に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

平成18年3月31日

栃木県知事 福田 富一

| 市町村名 | 事業名 | 同意年月日 |
|------|----------------------|------------|
| 藤岡町 | 中耕地地区土地改良（農業用排水施設）事業 | 平成18年3月22日 |

（農地計画課）

栃木県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県土木部道路維持課において、平成18年3月31日から同年5月1日まで一般の縦覧に供する。

平成18年3月31日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 下平上境線

道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|------|--------|--|-----------------|--------------|----|
| 171 | 前 | 芳賀郡茂木町大字山内1042-2から 芳賀郡茂木町大字山内1595まで | 5.0～17.5 | 1,300.0 | |
| | 後 | 芳賀郡茂木町大字山内1042-2から 芳賀郡茂木町大字山内1595まで | 9.6～23.0 | 1,300.0 | |

道路の種類 県道

路線名 一般県道 太郎沢大内線

道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|------|--------|--|-----------------|---------------|-----|
| 232 | 前 | 那須郡那珂川町大内字木戸1049から 那須郡那珂川町大内字木戸1161まで | 4.8 ~ 10.0 | 282.2 | |
| | 後 | 那須郡那珂川町大内字木戸1049から 那須郡那珂川町大内字木戸1161まで | 11.8 ~ 22.8 | 282.2 | |

栃木県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県土木部道路維持課において、平成18年3月31日から同年5月1日まで一般の縦覧に供する。

平成18年3月31日

栃木県知事 福田 富一

| 整理番号 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-----------------|--|------------|
| | 一般国道293号 | 那須郡那珂川町片平字後沢1064から 那須烏山市志鳥字仲町2043-1まで | 平成18年3月31日 |
| 171 | 一般県道 下平上境線 | 芳賀郡茂木町大字山内889-1から 芳賀郡茂木町大字山内1181-1まで | 平成18年3月31日 |
| 194 | 主要地方道 大田原氏家線 | 大田原市佐久山字高橋4346-5から 大田原市佐久山字高橋3451-2まで | 平成18年3月31日 |
| 198 | 主要地方道 大沢宇都宮線 | 宇都宮市中戸祭1丁目968-3から 宇都宮市中戸祭1丁目974-5まで | 平成18年3月31日 |
| 232 | 一般県道 太郎沢大内線 | 那須郡那珂川町大内字木戸1049から 那須郡那珂川町大内字木戸1161まで | 平成18年3月31日 |
| 284 | 一般県道 松田大月線 | 足利市月谷町902-2地先から 足利市月谷町909-1地先まで | 平成18年3月31日 |

(道路維持課)

栃木県告示第256号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により大平町西水代第二土地区画整理組合の事業の完成による解散を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成18年3月31日

栃木県知事 福田 富一

(都市計画課)

栃木県告示第257号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の22第1項の規定により、指定確認検査機関の業務区域の増加を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年3月31日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定確認検査機関の名称及び住所
財団法人栃木県建設総合技術センター
宇都宮市竹林町1030番の2
- 2 増加する業務区域
下野市（石橋、下石橋、上大領、中大領、下大領、東前原、細谷、橋本、上古山、下古山、下長田、上

台、大光寺1丁目、大光寺2丁目、大松山1丁目、花の木1丁目、花の木2丁目、花の木3丁目、小金井、川中子、柴、笹原、国分寺、紫、箕輪、医大前1丁目、医大前2丁目、医大前3丁目、医大前4丁目、烏ヶ森1丁目、烏ヶ森2丁目、小金井1丁目、小金井2丁目、小金井3丁目、小金井4丁目、小金井5丁目、小金井6丁目、駅東1丁目、駅東2丁目、駅東3丁目、駅東4丁目、駅東5丁目、駅東6丁目及び駅東7丁目に限る。)

3 業務区域を増加する年月日

平成18年4月1日

(建築課)

栃木県告示第258号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第119条第2項の規定により、同条第1項の規定によってする栃木県体育館における設備の程度に関する定めを設けたので、次のとおり公表する。

平成18年3月31日

栃木県知事 福田 富一

| 個人演説会等の施設の名称 | 種別 | 面積 | 設備の程度その他必要な事項 | | | | | 備考 |
|--------------|--------|--------|---|----|---------------------------------------|--------|---------------------------------------|--|
| | | | 照明設備 | 演壇 | 聴衆席 | その他の事項 | | |
| | | | | | | 弁士控室 | その他 | |
| 栃木県体育館 | 本館の競技場 | 2,915㎡ | フロア照明白熱灯 100個(700W) フットライト 1列 ボーダーライト 1列 水平ソングライト 1列 シーリングライト 1列 スポットライト 1式 (4台) | 1式 | 固定席 1,920席 折り畳み いす 3,000席 | 第1控室 | フロアシート 1式 拡声装置及び 演壇マイク 1式 | 折り畳みいす及び弁士控室については、当日の使用状況により使用できない場合もある。 |

栃木県告示第259号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第121条の規定により、公職の候補者が栃木県体育館の使用のために納付すべき額を定めたので、次のとおり公表する。

平成18年3月31日

栃木県知事 福田 富一

| 個人演説会等の施設の名称 | 種別 | 利用時間の区分 | 納付すべき費用の額 | | |
|--------------|--------|------------------|-----------|--|-----------------------------|
| | | | 会場 | 照明設備 | その他 |
| 栃木県体育館 | 本館の競技場 | 午前9時から 午後1時まで | 26,700円 | フロア照明白熱灯 1/2灯 1時間につき 1,920円 フロア照明白熱灯 3/4灯 1時間につき 2,880円 フロア照明白熱灯 全灯 1時間につき 3,850円 フットライト 1列 1時間につき 470円 | フロアシート 1日1回につき 3,210円 |
| | | 午後1時から 午後5時まで | 40,700円 | ボーダーライト 1列 1時間につき 690円 水平ソングライト 1列 1時間につき 690円 | |
| | | 午後5時から 午後9時まで | 53,500円 | シーリングライト 1列 1時間につき 690円 スポットライト 1台 1時間につき 270円 | |

(スポーツ振興課)

公 告

当せん金付証券の発売

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、受託を希望する銀行等は、受託申請期限までに申請されたい。

平成18年3月31日

栃木県知事 福田 富一

- 1 名称
第323回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 発売総額及び通数
33億6千万円、1,680万通
- 3 証券金額
1枚 200円
- 4 発売期間
平成18年8月9日から同月22日まで
- 5 当せん金品の総額
発売総額に対して 1,442,280,000円
- 6 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料
発売総額に対して 308,700,000円
- 7 その他発売経費
発売総額に対して 195,216,000円
- 8 受託申請期限
平成18年4月21日
- 9 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

- 1 名称
第324回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 発売総額及び通数
24億円、1,200万通
- 3 証券金額
1枚 200円
- 4 発売期間
平成18年8月9日から同月22日まで
- 5 当せん金品の総額
発売総額に対して 1,059,600,000円
- 6 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料
発売総額に対して 209,991,180円
- 7 その他発売経費
発売総額に対して 85,440,000円
- 8 受託申請期限
平成18年4月21日
- 9 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

- 1 名称
第325回地域医療等振興自治宝くじ

- 2 発売総額及び通数
13億円、650万通
- 3 証票金額
1枚 200円
- 4 発売期間
平成18年9月13日から同月19日まで
- 5 当せん金品の総額
発売総額に対して 559,000,000円
- 6 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料
発売総額に対して 118,243,125円
- 7 その他発売経費
発売総額に対して 75,530,000円
- 8 受託申請期限
平成18年4月21日
- 9 その他
受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

(財 政 課)

特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同項に規定する書類は、栃木県生活環境部文化振興課において縦覧に供する。

平成18年3月31日

栃木県知事 福田 富一

| 申請のあった年月日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 | 縦覧期限 |
|------------|------------------------|--------|----------------------|--|------------|
| 平成18年3月17日 | 特定非営利活動法人 C o C o A | 永倉 文子 | 栃木県佐野市相生町 2823番地2 | この法人は、郷土の発展を願い、個人の資質向上を目指す者に対し、様々な分野の人々が、共通のテーマでひとつのテーブルを囲むことにより形成されるネットワークにより、新たなライフスタイルや自分らしさを発信するために、郷土文化、教育、環境、芸術等に関する講座、講演、展示、研修会等の企画運営事業を行い、またそれを実行しようとする団体・個人を支援し、公的機関との連携を図りながら、豊かな都市の創出に寄与することを目的とする。 | 平成18年5月16日 |

特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により次のとおり特定非営利活動法人

の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同項に規定する書類は、栃木県生活環境部文化振興課において縦覧に供する。

平成18年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

| 申請のあった年月日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者の名氏 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 | 縦覧期限 |
|------------|-----------------|--------|--------------------|---|------------|
| 平成18年3月20日 | 特定非営利活動法人地球人ネット | 長谷川朋子 | 栃木県宇都宮市下川俣町206番地84 | この法人は広く世界の人々に対して、交流と相互理解に関する事業を行ない、国際協力に寄与することを目的とする。 | 平成18年5月19日 |

(文化振興課)

貸金業者の登録取消し

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第38条第1項の規定により、貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 名称
ジャパンライフサービス
- 2 代表者の氏名
菱 沼 郷
- 3 主たる営業所の所在地
宇都宮市宿郷2丁目1番8号エスペラント・F206号室
- 4 登録番号
栃木県知事(1)第01059号
- 5 登録年月日
平成15年12月25日
- 6 行政処分の年月日
平成18年3月24日
- 7 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第38条第1項

(経営支援課)

平成18年度栃木県立高等産業技術学校訓練生の募集

平成18年度に入校する栃木県立高等産業技術学校訓練生を次のとおり募集するので、栃木県立職業能力開発校規則(昭和47年栃木県規則第36号)第7条の規定により公告する。

平成18年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 募集訓練課程
普通職業訓練 短期課程(能力開発コース)
- 2 募集予定人員

| 高等産業技術学校名 | 所在地等 | 訓練科名 | 定員(人) |
|-----------|-----------------------------|------------------|-------|
| 県 央 | 〒321-0905 宇都宮市平出工業団地48-4 | パソコン科(母子家庭の母等向け) | 20 |
| 高等産業技術学校 | 028-689-6380 | パソコン科(身体障害者向け) | 5×3 |

| | | | |
|-------------------|---|------------------------|-----|
| 県北 高等産業技術学校 | 〒325-0001 那須郡那須町大字高久甲5226-24 0287-64-5454 | パソコンビジネス科(日本版デュアルシステム) | 20 |
| | | パソコン科(身体障害者向け) | 5×2 |
| | | ホームヘルパー科(知的障害者向け) | 10 |
| 県南 高等産業技術学校 | 〒329-4214 足利市多田木町76 0284-91-0803 | パソコン科(身体障害者向け) | 5×3 |
| | | ホームヘルパー科(知的障害者向け) | 10 |
| 県央、県北及び県南高等産業技術学校 | | 事業主委託訓練(障害者向け) | 40 |

注) 全ての訓練科について専修学校等に委託して実施する。

3 訓練期間及び応募資格

(1) 訓練期間

| 訓練科名 | 訓練期間 | 入校月 |
|--|-------|---|
| パソコンビジネス科(日本版デュアルシステム) | 4か月 | 7月 |
| パソコン科(母子家庭の母等向け) | 3か月 | 8月 |
| パソコン科(身体障害者向け) (県央) (県央) (県央) (県北) (県北) (県南) (県南) (県南) | 2か月 | 6月 9月 12月 8月 11月 6月 10月 1月 |
| ホームヘルパー科(知的障害者向け) (県北) (県南) | | 10月 5月 |
| 事業主委託訓練(障害者向け) | 1～3か月 | 随時 |

(2) 応募資格

職業を転換しようとする者、その他新たな職業に就こうとする者

4 募集期間及び応募方法

| 訓練科名 | 募集期間 | 応募方法 |
|------------------------|-----------------------------|--|
| パソコンビジネス科(日本版デュアルシステム) | 平成18年5月8日(月)から6月8日(木)まで | 最寄りの公共職業安定所に求職の申し込みをし、入校を希望する高等産業技術学校に入校願書を提出する。 |
| パソコン科(母子家庭の母等向け) | 平成18年6月1日(月)から6月30日(金)まで | |
| パソコン科(身体障害者向け)(県央) | 平成18年4月10日(月)から5月12日(金)まで | |
| (県央) | 平成18年7月10日(月)から8月11日(金)まで | |
| (県央) | 平成18年10月11日(水)から11月10日(金)まで | |
| (県北) | 平成18年6月5日(月)から7月5日(水)まで | |
| (県北) | 平成18年9月4日(月)から10月4日(水)まで | |
| (県南) | 平成18年4月7日(金)から5月15日(月)まで | |
| (県南) | 平成18年8月1日(火)から9月13日(水)まで | |
| (県南) | 平成18年11月1日(水)から12月13日(水)まで | |
| ホームヘルパー科(知的障害者向け)(県北) | 平成18年8月7日(月)から9月8日(金)まで | |

| | |
|----------------|---------------------------|
| (県南) | 平成18年4月12日(水)から5月12日(木)まで |
| 事業主委託訓練(障害者向け) | 平成18年4月3日(月)から1月31日(水)まで |

定員に満たない場合は、追加募集を行う。

5 選考日、選考方法及び合格発表日

(1) 選考日

| 訓 練 科 名 | 選 考 日 |
|------------------------|---|
| パソコンビジネス科(日本版デュアルシステム) | 6月15日(木) |
| パソコン科(母子家庭の母等向け) | 7月11日(火) |
| パソコン科(身体障害者向け) | (県央) 5月23日(火) (県央) 8月23日(水) (県央) 11月21日(火) (県北) 7月12日(水) (県北) 10月11日(水) (県南) 5月23日(火) (県南) 9月20日(水) (県南) 11月21日(木) |
| ホームヘルパー科(知的障害者向け) | (県北) 9月15日(金) (県南) 5月16日(火) |
| 事業主委託訓練(障害者向け) | 随 時 |

(2) 選考方法

面接により選考する。ただし、校長が必要と認める場合は、筆記試験と面接により選考する。

(3) 合格発表日

各高等産業技術学校長が指定する日

6 合格通知

各高等産業技術学校長から本人に通知する。

7 その他

(1) 応募書類は、各県立高等産業技術学校及び各公共職業安定所で配付する。

(2) 問い合わせ先

各県立高等産業技術学校又は栃木県商工労働観光部職業能力開発課(028-623-3235)

(職業能力開発課)

栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例(昭和25年栃木県条例第46号)第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成18年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

| 変更年月日 | 変更後の売りさばき場所 | 変更前の売りさばき場所 | 氏名又は名称 |
|---------------|--|-------------|----------------------------|
| 平成18年 4月1日 | 鹿沼市下石川681 栃木県運転免許センター内 栃木県交通安全学校 | 同 | 左 財団法人栃木 県交通安全協 会 |
| | 鹿沼市下石川681 栃木県運転免許センター内 免許事務課 | 同 | 左 |

| | | |
|--|---|---|
| 那須塩原市下永田3-1313-3 栃木県西那須野自動車学校 | 同 | 左 |
| 宇都宮市陽南3-11-25 栃木県自動車学校 | 同 | 左 |
| 宇都宮市下戸祭1-1-6 宇都宮中央警察署内 (財)栃木県交通安全協会 宇都宮中央支所 | 同 | 左 |
| 宇都宮市今泉町2996-2 宇都宮東警察署内 (財)栃木県交通安全協会 宇都宮東支所 | 同 | 左 |
| 宇都宮市みどり野町1-8 宇都宮南警察署内 (財)栃木県交通安全協会 宇都宮南支所 | 同 | 左 |
| 足利市千歳町94-7 足利警察署内 (財)栃木県交通安全協会 足利支所 | 同 | 左 |
| 栃木市室町11-2 栃木警察署内 (財)栃木県交通安全協会 栃木支所 | 同 | 左 |
| 佐野市浅沼町573-6 佐野警察署内 (財)栃木県交通安全協会 佐野支所 | 同 | 左 |
| 鹿沼市東末広町1934-1 鹿沼警察署内 (財)栃木県交通安全協会 鹿沼支所 | 同 | 左 |
| 日光市稻荷町2-2-2 日光警察署内 (財)栃木県交通安全協会 日光支所 | 同 | 左 |
| 日光市今市1378-1 今市警察署内 (財)栃木県交通安全協会 今市支所 | 同 | 左 |
| 小山市若木町1-6-40 小山警察署内 (財)栃木県交通安全協会 小山支所 | 同 | 左 |
| 真岡市荒町115 真岡警察署内 (財)栃木県交通安全協会 真岡支所 | 同 | 左 |
| 大田原市紫塚1-1-4 大田原警察署内 (財)栃木県交通安全協会 | 同 | 左 |

教育委員会

栃木県教育委員会告示第5号

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第4条の規定により、平成18年度における栃木県立高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の生徒並びに盲学校及び聾学校の幼稚部の幼児の募集定員を次のように定めたので告示する。

平成18年3月31日

栃木県教育委員会

1 栃木県立高等学校の生徒募集定員

(1) 全日制課程 印はコース。

| 学 校 の 名 称 | 募集定員 (人) | 内 訳 | | | |
|-----------------|-------------|-----------------|-------|---------|----|
| | | 科 名 | 男女別 | 募集定員(人) | |
| 栃木県立宇都宮高等学校 | 280 | 普通 | 男 | 280 | |
| 栃木県立宇都宮東高等学校 | 200 | 普通 | 男 | 200 | |
| 栃木県立宇都宮南高等学校 | 280 | 普通 | 男女 | 280 | |
| 栃木県立宇都宮北高等学校 | 280 | 普通 | 男女 | 280 | |
| 栃木県立宇都宮清陵高等学校 | 280 | 普通 | 男女 | 280 | |
| 栃木県立宇都宮女子高等学校 | 280 | 普通 | 女 | 280 | |
| 栃木県立宇都宮中央女子高等学校 | 280 | 普通 | 女 | 240 | |
| | | 総合家庭 | 女 | 40 | |
| 栃木県立宇都宮白楊高等学校 | 280 | 農業経営 | 男女 | 40 | |
| | | 生物工学 | 男女 | 40 | |
| | | 食品科学 | 男女 | 40 | |
| | | 農業工学 | 男女 | 40 | |
| | | 情報技術 | 男女 | 40 | |
| | | 流通経済 | 男女 | 40 | |
| | | 服飾デザイン | 男女 | 40 | |
| 栃木県立宇都宮工業高等学校 | 320 | 土木 | 男女 | 40 | |
| | | 建築 | 男女 | 40 | |
| | | インテリア設備 | | | |
| | | { インテリア 設備工業 | インテリア | 男女 | 20 |
| | | | 設備工業 | 男女 | 20 |
| | | 電気 | 電気 | 男女 | 40 |
| | | | 電子 | 男女 | 40 |
| | | 機械 | 男女 | 80 | |
| 電子機械 | 男女 | 40 | | | |

| | | | | |
|---------------|-----|---|------------------|-----------|
| 栃木県立宇都宮商業高等学校 | 280 | 商 情 報 処 理 | 男 女 男 女 | 200 80 |
| 栃木県立鹿沼高等学校 | 280 | 普 通 | 男 女 | 280 |
| 栃木県立鹿沼東高等学校 | 280 | 普 通 | 男 女 | 280 |
| 栃木県立鹿沼農業高等学校 | 160 | 農 林 經 営 | 男 女 | 40 |
| | | 農 業 機 械 | 男 女 | 40 |
| | | 造 園 土 木 | 男 女 | 40 |
| | | 生 活 科 学 | 女 | 40 |
| 栃木県立鹿沼商工高等学校 | 240 | 情 報 科 学 | 男 女 | 40 |
| | | 商 業 | 男 女 | 160 |
| | | 国 際 經 済 | 男 女 | 40 |
| 栃木県立粟野高等学校 | 120 | 普 通 | 男 女 | 120 |
| 栃木県立今市高等学校 | 240 | 總 合 学 科 | 男 女 | 240 |
| 栃木県立今市工業高等学校 | 160 | 機 械 | 男 女 | 80 |
| | | 電 気 | 男 女 | 40 |
| | | 建 設 工 学 | 男 女 | 40 |
| 栃木県立日光明峰高等学校 | 160 | 普 通 | 男 女 | 160 |
| 栃木県立上三川高等学校 | 160 | 普 通 | 男 女 | 160 |
| 栃木県立石橋高等学校 | 240 | 普 通 | 男 女 | 240 |
| 栃木県立小山高等学校 | 240 | 普 通 | 男 女 | 200 |
| | | 数 理 科 学 | 男 女 | 40 |
| 栃木県立小山南高等学校 | 200 | 普 通 | 男 女 | 80 |
| | | ス ポ ー ツ | 男 女 | 120 |
| 栃木県立小山西高等学校 | 200 | 普 通 | 男 女 | 200 |
| 栃木県立小山北桜高等学校 | 200 | 都 市 園 芸 | 男 女 | 40 |
| | | 緑 地 工 学 | 男 女 | 40 |
| | | 建 築 シ ス テ ム | 男 女 | 40 |
| | | 總 合 ビ ジ ネ ス | 男 女 | 40 |
| | | イ ン テ リ ア デ ザ イ ン | 男 女 | 40 |
| 栃木県立小山城南高等学校 | 200 | 總 合 学 科 | 男 女 | 200 |
| 栃木県立栃木高等学校 | 240 | 普 通 | 男 | 240 |
| 栃木県立栃木女子高等学校 | 280 | 普 通 | 女 | 280 |
| | | 農 業 | 男 女 | 40 |
| | | 生 物 工 学 | 男 女 | 40 |

| | | | | |
|--------------|-----|-------------|-----|-----|
| 栃木県立栃木農業高等学校 | 200 | 農 業 土 木 | 男 女 | 40 |
| | | 食 品 化 学 | 男 女 | 40 |
| | | 生 活 科 学 | 女 | 40 |
| 栃木県立栃木工業高等学校 | 200 | 機 械 | 男 女 | 80 |
| | | 電 気 | 男 女 | 40 |
| | | 電 子 | 男 女 | 40 |
| | | 情 報 技 術 | 男 女 | 40 |
| 栃木県立栃木商業高等学校 | 240 | 商 業 | 男 女 | 200 |
| | | 情 報 処 理 | 男 女 | 40 |
| 栃木県立栃木翔南高等学校 | 240 | 普 通 | 男 女 | 240 |
| 栃木県立壬生高等学校 | 200 | 普 通 | 男 女 | 200 |
| 栃木県立佐野高等学校 | 200 | 普 通 | 男 | 200 |
| 栃木県立佐野女子高等学校 | 200 | 普 通 | 女 | 160 |
| | | 家 政 | 女 | 40 |
| 栃木県立佐野松陽高等学校 | 200 | 情 報 制 御 | 男 女 | 80 |
| | | 商 業 | 男 女 | 80 |
| | | 流 通 経 済 | 男 女 | 40 |
| 栃木県立田沼高等学校 | 160 | 普 通 | 男 女 | 120 |
| | | 社 会 福 祉 | 男 女 | 40 |
| 栃木県立足利高等学校 | 200 | 普 通 | 男 | 200 |
| 栃木県立足利南高等学校 | 200 | 総 合 学 科 | 男 女 | 200 |
| 栃木県立足利女子高等学校 | 200 | 普 通 | 女 | 200 |
| 栃木県立足利西高等学校 | 120 | 普 通 | 女 | 120 |
| 栃木県立足利工業高等学校 | 240 | 機 械 | 男 女 | 80 |
| | | 工 業 化 学 | 男 女 | 40 |
| | | 電 気 | 男 女 | 40 |
| | | 産 業 デ ザ イ ン | 男 女 | 40 |
| | | 電 子 機 械 | 男 女 | 40 |
| 栃木県立足利商業高等学校 | 160 | 商 業 | 男 女 | 120 |
| | | 情 報 処 理 | 男 女 | 40 |
| 栃木県立真岡高等学校 | 240 | 普 通 | 男 | 240 |
| 栃木県立真岡女子高等学校 | 280 | 普 通 | 女 | 280 |
| | | 生 物 生 産 | 男 女 | 40 |
| | | 農 業 機 械 | 男 女 | 40 |

| | | | | |
|---------------|-----|---------|----|-----|
| 栃木県立真岡北陵高等学校 | 200 | 食品科学 | 男女 | 40 |
| | | 総合ビジネス | 男女 | 40 |
| | | 教養福祉 | 男女 | 40 |
| 栃木県立真岡工業高等学校 | 160 | 機 械 | 男女 | 40 |
| | | 土 木 | 男女 | 40 |
| | | 建 築 | 男女 | 40 |
| | | 電 子 | 男女 | 40 |
| 栃木県立益子芳星高等学校 | 160 | 普 通 | 男女 | 160 |
| 栃木県立茂木高等学校 | 200 | 総 合 学 科 | 男女 | 200 |
| 栃木県立烏山高等学校 | 160 | 普 通 | 男 | 160 |
| 栃木県立烏山女子高等学校 | 160 | 普 通 | 女 | 160 |
| 栃木県立馬頭高等学校 | 145 | 普 通 | 男女 | 120 |
| | | 水 産 | 男女 | 25 |
| 栃木県立大田原高等学校 | 240 | 普 通 | 男 | 240 |
| 栃木県立大田原女子高等学校 | 240 | 普 通 | 女 | 240 |
| 栃木県立黒羽高等学校 | 160 | 普 通 | 男女 | 160 |
| 栃木県立那須拓陽高等学校 | 240 | 普 通 | 男女 | 80 |
| | | 農 業 経 営 | 男女 | 40 |
| | | 生 物 工 学 | 男女 | 40 |
| | | 食 品 化 学 | 男女 | 40 |
| | | 食 物 文 化 | 男女 | 40 |
| 栃木県立那須清峰高等学校 | 280 | 機 械 | 男女 | 40 |
| | | 建 設 工 学 | 男女 | 40 |
| | | 電 気 | 男女 | 40 |
| | | 電 子 機 械 | 男女 | 40 |
| | | 情 報 技 術 | 男女 | 40 |
| | | 商 業 | 男女 | 80 |
| 栃木県立那須高等学校 | 160 | 普 通 | 男女 | 120 |
| | | リゾート観光 | 男女 | 40 |
| 栃木県立黒磯高等学校 | 240 | 普 通 | 男女 | 240 |
| 栃木県立黒磯南高等学校 | 200 | 普 通 | 男女 | 160 |
| | | 英 語 | 男女 | 40 |
| | | 農 業 経 営 | 男女 | 40 |
| | | 機 械 | 男女 | 40 |

| | | | | | | | |
|---------------|--------|---|---|----|--------|----|-----|
| 栃木県立矢板高等学校 | 200 | 電 | 子 | 男女 | 40 | | |
| | | 情 | 報 | 処 | 理 | 男女 | 40 |
| | | 栄 | 養 | 食 | 物 | 男女 | 40 |
| 栃木県立矢板東高等学校 | 200 | 普 | 通 | 男女 | 200 | | |
| 栃木県立塩谷高等学校 | 120 | 普 | 通 | 男女 | 80 | | |
| | | 社 | 会 | 福 | 祉 | 男女 | 40 |
| 栃木県立高根沢高等学校 | 200 | 普 | 通 | 男女 | 80 | | |
| | | 商 | 業 | 男女 | 120 | | |
| 栃木県立さくら清修高等学校 | 240 | 總 | 合 | 学 | 科 | 男女 | 240 |
| 計 | 13,745 | | | | 13,745 | | |

(2) 定時制課程

| 学 校 の 名 称 | 募集定員 (人) | 内 訳 | | | |
|---------------|-------------|--------------------|-----|---------|-----|
| | | 科 名 | 男女別 | 募集定員(人) | |
| 栃木県立宇都宮工業高等学校 | 80 | 工 業 技 術 | 男 女 | 80 | |
| 栃木県立宇都宮商業高等学校 | 120 | 普 通 | 男 女 | 80 | |
| | | 商 業 | 男 女 | 40 | |
| 栃木県立鹿沼商工高等学校 | 40 | 商 業 | 男 女 | 40 | |
| 栃木県立学悠館高等学校 | 240 | (部) 普 通 | 男 女 | 80 | |
| | | (部) 普 通 | 男 女 | 80 | |
| | | (部) { 普 通 商 業 | 男 女 | 40 | |
| | | | 男 女 | 40 | |
| 栃木県立足利工業高等学校 | 40 | 工 業 技 術 | 男 女 | 40 | |
| 栃木県立真岡高等学校 | 40 | 普 通 | 男 女 | 40 | |
| 栃木県立大田原東高等学校 | 40 | 普 通 | 男 女 | 40 | |
| 栃木県立矢板東高等学校 | 40 | 普 通 | 男 女 | 40 | |
| 計 | 640 | | | | 640 |

2 栃木県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の生徒並びに盲学校及び聾学校の幼稚部の幼児の募集定員

| 学 校 の 名 称 | 対 象 者 | 課 程 | 区 分 | 募集定員(人) | 学級数 |
|-----------|-------|-------------|---------------|-----------|---------|
| 栃木県立盲学校 | 視覚障害者 | 幼 稚 部 | 4 歳 児 ・ 5 歳 児 | 若 干 名 | |
| | | 高 等 部 | 普 通 科 | 1 1 (3) | 2 (1) |
| | | | 保 健 理 療 科 | 8 | 1 |
| | | 高 等 部 専 攻 科 | 保 健 理 療 科 | 8 | 1 |
| | | | 理 療 科 | 8 | 1 |

| | | | | | |
|------------------------|--------|-----|----------------|------------|---------|
| 栃木県立聾 ^{ろう} 学校 | 聴覚障害者 | 幼稚部 | 3歳児・4歳児・5歳児 | 若 干 名 | |
| | | 高等部 | 普通科 | 1 1 (3) | 2 (1) |
| | | | 情報機械科 生活技術科 | 8 | 1 |
| 栃木県立のざわ養護学校 | 肢体不自由者 | 高等部 | 普通科 | 2 0 (12) | 5 (4) |
| 栃木県立富屋養護学校 | 知的障害者 | 高等部 | 普通科 | 5 1 (3) | 7 (1) |
| 栃木県立岡本養護学校 | 病弱者 | 高等部 | 普通科 | 1 1 (3) | 2 (1) |
| 栃木県立今市養護学校 | 知的障害者 | 高等部 | 普通科 | 1 9 (3) | 3 (1) |
| 栃木県立国分寺養護学校 | 知的障害者 | 高等部 | 普通科 | 3 5 (3) | 5 (1) |
| 栃木県立栃木養護学校 | 知的障害者 | 高等部 | 普通科 | 3 5 (3) | 5 (1) |
| 栃木県立足利養護学校 | 病弱者 | 高等部 | 普通科 | 1 1 (3) | 2 (1) |
| 栃木県立足利中央養護学校 | 知的障害者 | 高等部 | 普通科 | 3 5 (3) | 5 (1) |
| 栃木県立益子養護学校 | 知的障害者 | 高等部 | 普通科 | 1 9 (3) | 3 (1) |
| 栃木県立那須養護学校 | 知的障害者 | 高等部 | 普通科 | 4 6 (6) | 7 (2) |
| 合計 (高等部及び高等部専攻科) | | | | 3 3 6 (48) | 52 (16) |

備考：()内は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に掲げる心身の故障を2つ以上併せ有する生徒の募集定員及び学級数で、それぞれ内数である。

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により、平成18年4月23日に執行予定の日光市長選挙に関し、日光市の区域を分けて次のとおり開票区を設ける。

平成18年3月31日

栃木県選挙管理委員会委員長 榎 木 良 裕

| 開 票 区 | 区 域 |
|-----------|----------------------|
| 今 市 開 票 区 | 平成18年3月19日における今市市の区域 |
| 日 光 開 票 区 | 平成18年3月19日における日光市の区域 |
| 藤 原 開 票 区 | 平成18年3月19日における藤原町の区域 |
| 足 尾 開 票 区 | 平成18年3月19日における足尾町の区域 |
| 栗 山 開 票 区 | 平成18年3月19日における栗山村の区域 |

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成18年3月31日

| | | |
|---------|----|----|
| 栃木県監査委員 | 広瀬 | 寿雄 |
| 同 | 栗田 | 城 |
| 同 | 黒本 | 敏夫 |
| 同 | 佐藤 | 誠 |

第1 監査事項

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

第2 監査対象期間

| 予備監査実施月 | 監 査 対 象 期 間 | 備 考 |
|----------|------------------------|----------------------|
| 平成17年11月 | 平成16年度及び平成17年度（9月末現在） | 給与事務については、予備監査実施日まで。 |
| 平成17年12月 | 平成16年度及び平成17年度（10月末現在） | |
| 平成18年1月 | 平成16年度及び平成17年度（11月末現在） | |

第3 監査結果の区分

監査の結果は、指摘事項がある場合、指導事項がある場合、指摘事項・指導事項がない場合に区分するものとし、指摘事項と指導事項は次の基準によるものとする。

(ア) 指摘事項

財務等に関する事務が違法又は不当なもので、重大と認められるもの。

(イ) 指導事項

財務等に関する事務が違法又は不当なもので、上記指摘事項に至らないもの。

第4 監査結果

(総務部)

| 監査対象機関名 | 本監査年月日 | 監 査 の 結 果 |
|---------|-------------|----------------------------|
| | 予備監査年月日 | |
| 消 防 学 校 | 平成17年12月22日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月11日 | |

(生活環境部)

| 監査対象機関名 | 本監査年月日 | 監 査 の 結 果 |
|----------|-------------|----------------------------|
| | 予備監査年月日 | |
| 中央県民センター | 平成17年12月21日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月7日 | |
| 県南県民センター | 平成17年12月21日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月1日 | |
| 県北県民センター | 平成17年12月21日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月8日 | |
| 消費生活センター | 平成17年12月22日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月10日 | |

(保健福祉部)

| 監査対象機関名 | 本監査年月日 | 監査の結果 |
|------------|-------------|----------------------------|
| | 予備監査年月日 | |
| 動物愛護指導センター | 平成17年12月27日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月13日 | |
| 県北食肉衛生検査所 | 平成17年12月27日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月13日 | |
| 中央児童相談所 | 平成18年1月12日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月29日 | |
| 県南児童相談所 | 平成18年1月12日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月25日 | |
| 県北児童相談所 | 平成18年1月12日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月24日 | |
| 婦人相談所 | 平成18年1月12日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月22日 | |
| 精神保健福祉センター | 平成18年1月12日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月21日 | |
| 那須学園 | 平成18年2月6日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月28日 | |

(商工労働観光部)

| 監査対象機関名 | 本監査年月日 | 監査の結果 |
|-----------------------|-------------|----------------------------|
| | 予備監査年月日 | |
| 宇都宮労政事務所 | 平成17年12月27日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月13日 | |
| 小山労政事務所 | 平成17年12月27日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月13日 | |
| 大田原労政事務所 | 平成17年12月27日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月13日 | |
| 足利労政事務所 | 平成17年12月27日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月13日 | |
| 計量検定所 | 平成17年12月27日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月13日 | |
| 県央高等産業技術学校 | 平成18年1月16日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月17日 | |
| 県南高等産業技術学校 | 平成18年1月16日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月15日 | |
| 県北高等産業技術学校 | 平成18年1月16日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月14日 | |
| 産業技術センター(技術支援センターを含む) | 平成18年2月9日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月8日 | |

(教育委員会)

| 監査対象機関名 | 本監査年月日 | 監査の結果 |
|----------------------------|-------------|----------------------------|
| | 予備監査年月日 | |
| 今市高等学校 | 平成18年1月11日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月14日 | |
| 日光高等学校 (日光明峰高等学校を含む) | 平成18年1月11日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月15日 | |
| 足尾高等学校 | 平成18年1月11日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月17日 | |
| 那須清峰高等学校 | 平成18年1月11日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月11日 | |
| 那須高等学校 | 平成18年1月11日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月18日 | |
| 宇都宮白楊高等学校 | 平成18年1月12日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月8日 | |
| 宇都宮工業高等学校 | 平成18年1月12日 | 収入事務の一部について、指導を行った。 |
| | 平成17年11月10日 | |
| わかくさ養護学校 | 平成18年1月12日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月17日 | |
| 富屋養護学校 | 平成18年1月12日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月18日 | |
| 馬頭高等学校 | 平成18年1月17日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月8日 | |
| 小山高等学校 | 平成18年1月20日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月22日 | |
| 宇都宮南高等学校 | 平成18年1月25日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月5日 | |
| 上三川高等学校 | 平成18年1月25日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月18日 | |
| 塩谷高等学校 | 平成18年1月25日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月14日 | |
| 足利女子高等学校 | 平成18年1月26日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月2日 | |
| 足利工業高等学校 | 平成18年1月26日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月12日 | |
| 足利商業高等学校 | 平成18年1月26日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月28日 | |
| 大田原高等学校 | 平成18年1月26日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月10日 | |
| 大田原女子高等学校 (大田原東高等学校を含む) | 平成18年1月26日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月16日 | |

| | | |
|-------------------|-------------|----------------------------|
| 宇 都 宮 高 等 学 校 | 平成18年1月31日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月10日 | |
| 宇 都 宮 北 高 等 学 校 | 平成18年1月31日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月10日 | |
| 宇都宮中央女子高等学校 | 平成18年1月31日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月10日 | |
| 宇 都 宮 商 業 高 等 学 校 | 平成18年1月31日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月10日 | |
| 宇 都 宮 女 子 高 等 学 校 | 平成18年1月31日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月10日 | |
| 盲 学 校 | 平成18年1月31日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月10日 | |
| 聾 学 校 | 平成18年1月31日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月10日 | |
| の ざ わ 養 護 学 校 | 平成18年1月31日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月10日 | |
| 岡 本 養 護 学 校 | 平成18年1月31日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月10日 | |
| 益 子 養 護 学 校 | 平成18年2月1日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月24日 | |
| 喜 連 川 高 等 学 校 | 平成18年2月1日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月15日 | |
| 小 山 北 桜 高 等 学 校 | 平成18年2月2日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月12日 | |
| 石 橋 高 等 学 校 | 平成18年2月2日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月12日 | |
| 小 山 城 南 高 等 学 校 | 平成18年2月2日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月12日 | |
| 小 山 南 高 等 学 校 | 平成18年2月2日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月12日 | |
| 小 山 西 高 等 学 校 | 平成18年2月2日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月12日 | |
| 栃 木 高 等 学 校 | 平成18年2月2日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月12日 | |
| 栃 木 農 業 高 等 学 校 | 平成18年2月2日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月12日 | |
| 栃 木 商 業 高 等 学 校 | 平成18年2月2日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月12日 | |
| 栃 木 工 業 高 等 学 校 | 平成18年2月2日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月12日 | |
| 栃 木 南 高 等 学 校 | 平成18年2月2日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月12日 | |

| | | |
|----------|-------------|----------------------------|
| 国分寺養護学校 | 平成18年2月2日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月12日 | |
| 学悠館高等学校 | 平成18年2月3日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月5日 | |
| 栃木女子高等学校 | 平成18年2月3日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月29日 | |
| 壬生高等学校 | 平成18年2月3日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月15日 | |
| 粟野高等学校 | 平成18年2月3日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月11日 | |
| 栃木養護学校 | 平成18年2月6日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月16日 | |
| 那須養護学校 | 平成18年2月6日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月1日 | |
| 鹿沼高等学校 | 平成18年2月7日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月13日 | |
| 鹿沼商工高等学校 | 平成18年2月7日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月13日 | |
| 今市工業高等学校 | 平成18年2月7日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月13日 | |
| 今市養護学校 | 平成18年2月7日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月13日 | |
| 佐野高等学校 | 平成18年2月7日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月16日 | |
| 佐野松陽高等学校 | 平成18年2月7日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月16日 | |
| 田沼高等学校 | 平成18年2月7日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月16日 | |
| 足利高等学校 | 平成18年2月7日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月16日 | |
| 足利南高等学校 | 平成18年2月7日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月16日 | |
| 足利西高等学校 | 平成18年2月7日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月16日 | |
| 足利養護学校 | 平成18年2月7日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月16日 | |
| 足利中央養護学校 | 平成18年2月7日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月16日 | |
| 鹿沼農業高等学校 | 平成18年2月8日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月2日 | |
| 鹿沼東高等学校 | 平成18年2月8日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月9日 | |

| | | |
|-------------------------|-------------|----------------------------|
| 黒羽高等学校 | 平成18年2月8日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月17日 | |
| 矢板高等学校 | 平成18年2月8日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月17日 | |
| 矢板東高等学校 | 平成18年2月8日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月17日 | |
| 那須拓陽高等学校 | 平成18年2月8日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月17日 | |
| 黒磯高等学校 | 平成18年2月8日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月17日 | |
| 黒磯南高等学校 | 平成18年2月8日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月17日 | |
| 高根沢商業高等学校 | 平成18年2月8日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月17日 | |
| 氏家高等学校 | 平成18年2月8日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月17日 | |
| 藤岡高等学校 | 平成18年2月9日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月15日 | |
| 南那須養護学校 | 平成18年2月9日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月6日 | |
| 真岡高等学校 | 平成18年2月10日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月19日 | |
| 真岡女子高等学校 | 平成18年2月10日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月19日 | |
| 真岡北陵高等学校 | 平成18年2月10日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月19日 | |
| 真岡工業高等学校 | 平成18年2月10日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月19日 | |
| 益子高等学校 (益子芳星高等学校を含む) | 平成18年2月10日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月19日 | |
| 烏山高等学校 | 平成18年2月10日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月19日 | |
| 烏山女子高等学校 | 平成18年2月10日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月19日 | |
| 佐野女子高等学校 | 平成18年2月13日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月12日 | |

(公安委員会)

| 監査対象機関名 | 本監査年月日 | 監 査 の 結 果 |
|---------|-------------|----------------------------|
| | 予備監査年月日 | |
| 警 察 本 部 | 平成17年8月30日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年8月4・5日 | |

| | | |
|----------|-------------|----------------------------|
| 烏山警察署 | 平成18年1月17日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月2日 | |
| 小山警察署 | 平成18年1月20日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月5日 | |
| 石橋警察署 | 平成18年1月25日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月25日 | |
| 氏家警察署 | 平成18年1月25日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月22日 | |
| 大田原警察署 | 平成18年1月26日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月8日 | |
| 宇都宮中央警察署 | 平成18年1月30日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月9日 | |
| 茂木警察署 | 平成18年2月1日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月24日 | |
| 喜連川警察署 | 平成18年2月1日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月21日 | |
| 鹿沼警察署 | 平成18年2月3日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月29日 | |
| 栃木警察署 | 平成18年2月6日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月6日 | |
| 藤岡警察署 | 平成18年2月9日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年11月28日 | |
| 足利警察署 | 平成18年2月13日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成17年12月1日 | |
| 宇都宮南警察署 | 平成18年2月14日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月23日 | |
| 佐野警察署 | 平成18年2月14日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月23日 | |
| 日光警察署 | 平成18年2月14日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月23日 | |
| 矢板警察署 | 平成18年2月14日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月23日 | |
| 宇都宮東警察署 | 平成18年2月14日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月23日 | |
| 黒磯警察署 | 平成18年2月15日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月24日 | |
| 今市警察署 | 平成18年2月15日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月24日 | |
| 黒羽警察署 | 平成18年2月15日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月24日 | |
| 馬頭警察署 | 平成18年2月15日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月24日 | |

| | | |
|-----------|------------|----------------------------|
| 足 尾 警 察 署 | 平成18年2月15日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月24日 | |
| 真 岡 警 察 署 | 平成18年2月15日 | 指摘事項、指導事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 平成18年1月24日 | |

指摘事項及び指導事項の監査事項区分別の件数は次のとおりである。

| 監 査 事 項 区 分 | 指 摘 事 項 | 指 導 事 項 |
|----------------------------------|---------|---------|
| 予 算 執 行 事 務 | | |
| 収 入 事 務 | | 1 |
| 支 出 事 務 | | |
| 契 約 検 収 事 務 | | |
| 工 事 事 務 | | |
| 財 産 事 務 | | |
| 給 与 事 務 | | |
| 現 金 及 び 有 価 証 券 の 出 納 保 管 事 務 | | |
| 上 記 以 外 の 事 務 | | |
| 計 | | 1 |

栃木県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成18年3月31日

栃木県監査委員 広 瀬 寿 雄
 同 栗 田 城
 同 黒 本 敏 夫
 同 佐 藤 誠

第1 監査事項

委託料及び工事請負費

第2 監査対象期間

| 予備監査実施月 | 監 査 対 象 期 間 | 備 考 |
|---------|-------------|-----|
| 平成18年2月 | 平成15年度 | |

第3 監査結果の区分

監査の結果は、指摘事項がある場合、指導事項がある場合、指摘事項・指導事項がない場合に区分するものとし、指摘事項と指導事項は次の基準によるものとする。

(ア) 指摘事項

財務等に関する事務が違法又は不当なもので、重大と認められるもの。

(イ) 指導事項

財務等に関する事務が違法又は不当なもので、上記指摘事項に至らないもの。

第4 監査結果
(土木部)

| 監査対象機関名 | 本監査年月日 | 監査の結果 |
|---------|------------|--|
| | 予備監査年月日 | |
| 烏山土木事務所 | 平成18年2月21日 | 指摘事項として、平成15年度における一部の事業の執行管理において、内部牽制が十分に機能していないことから、設計書の管理等に不適切なものがあった。 |
| | 平成18年2月15日 | |

指摘事項及び指導事項の監査事項区分別の件数は次のとおりである。

| 監査事項区分 | 指摘事項 | 指導事項 |
|-----------------|------|------|
| 予算執行事務 | | |
| 収入事務 | | |
| 支出事務 | | |
| 契約検収事務 | | |
| 工事事務 | | |
| 財産事務 | | |
| 給与事務 | | |
| 現金及び有価証券の出納保管事務 | | |
| 上記以外の事務 | 1 | |
| 計 | 1 | |

栃木県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事から、監査結果について措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年3月31日

栃木県監査委員 広瀬 寿 雄
同 栗田 城
同 黒本 敏 夫
同 佐藤 誠

監査結果の措置状況

| 監査対象機関名 | 本監査年月日 | 監査の結果 | 講じた措置 |
|---------|-------------|--|---|
| | 予備監査年月日 | | |
| 美術館 | 平成17年10月25日 | 指摘事項として、収入事務のうち、平成13・14年度において実施した2企画展に対する助成金1,870,000円を県の収入とせず、これを別途経理し支出していた。 | 助成金受入れについては、平成17年度から総計予算主義に基づき県の収入として受入れています。今後は、チェック体制の強化を図り、適正な会計処理に努めます。 |
| | 平成17年10月21日 | | |
| 栃木土木事務所 | 平成17年11月17日 | 指摘事項として、契約検収事務のうち、道路維持管理業務委託 | 道路維持管理業務委託の過大設計について、今後はこのような |
| | 平成17年10月20日 | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | <p>21日</p> | <p>の設計積算において、設計単価の誤りにより過大設計となっているものが1件 1,218,000円、用地調査等業務委託の物件調査において、数量誤りにより過大設計となっているものが1件 178,500円、及び工事事務のうち緊急地方道路整備工事の設計積算において、請負率の誤りのため過小設計となっているものが1件105,000円あった。</p> | <p>誤りをなくすため、歩掛表の数値基準等を熟知させるための指導や検算業務のなお一層の強化を図り適正な事務執行に努めます。</p> <p>用地調査等業務委託の過大設計について、今後はこのような誤りをなくすため、発注後、中間打合せを行い調査対象物の数量・規模等のチェック資料を作成し、なお一層の検算体制の強化を図り適正な事務執行に努めます。</p> <p>緊急地方道路整備工事の過小設計について、今後はこのような誤りをなくすため、電算入力結果の再確認を行うよう徹底し、検査体制の強化を図り適正な事務執行に努めます。</p> |
| <p>宇都宮土木事務所</p> | <p>平成17年11月29日 平成17年10月27日 28日</p> | <p>指摘事項として、契約検収事務のうち、国庫補助道路改築費の設計業務委託の設計積算において、数量の変更に伴う処理手続きの漏れのため、過小設計となっているものが1件546,000円及び工事事務のうち設計単価の誤りにより過小設計となっているものが1件241,500円あった。</p> | <p>設計積算において数量の変更に伴う処理手続きの漏れがあったことについて、このような誤りをなくすため、全職員に対し、設計積算の事務処理に十分注意するよう徹底したところであり、今後とも検算体制の強化を図り適正な事務執行に努めます。</p> <p>工事事務における設計単価の誤りについて、今後このような誤りをなくすため、担当職員の確認の徹底となお一層の検算体制の強化を図り、適正な事務執行に努めます。</p> |
| <p>毎週火・金曜日発行 (当日が休日に当たるときは、 順次繰り下げて発行)</p> | <p>発行人 栃 木 県 郵便番号320-8501 宇都宮市埴田1丁目1番20号</p> <p>印刷所 新日本印刷株式会社 郵便番号320-0831 宇都宮市新町1丁目7番3号 購読料1カ月2,900円(消費税、地方消費税及び送料を含む。)</p> | | |